

民間団体に対する財政的援助以外の援助について

	「犯罪被害者等基本計画」に盛り込まれた関連施策(主なものを抜粋)		地方公共団体における取組
1. 事務所等の提供	(2) 民間の団体への支援の充実 ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。【警察庁・厚生労働省】 イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。【法務省・文部科学省・国土交通省】	第4、3.	○7団体に対し、施設・庁舎の一部を事務所等として無償又は低額により提供。
2. 人材育成への協力			
(1)標準的な研修プログラムの作成・周知	(3) 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討 ＜支援のための連携に関する検討会にて検討中＞	第4、3.	○ほとんどの地方公共団体で民間団体が開催する各種研修会、ボランティア養成講座への講師派遣等を実施。 ○警察による協力が大半であるが、精神保健センター等福祉部局による協力の事例もある。
(2)各種研修への講師派遣等	(11) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等 イ 法務省において、(中略)、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、(中略)など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。【法務省】	第4、2. 第2、3. (再掲)	
	(16) 民間の団体の研修に対する支援 警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めていく。【警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】	第4、2.	
	(2) 民間の団体への支援の充実(再掲)	第4、3.	
3. 広報啓発への協力			
(1)犯罪被害者等に対する情報提供			○多くの地方公共団体で以下のような取組を実施している。 ●民間団体作成のポスター・リーフレット類等の掲示・配布・備付 ●犯罪被害者等の相談窓口を掲載したパンフレット等に民間団体の情報を掲載 ●地方公共団体の広報誌・広報番組で民間団体の活動を紹介 ●民間団体主催行事に対する後援名義付与・講師派遣等の協力 ●各種広報啓発行事の共催
関係機関・団体窓口における情報提供(民間団体の紹介、民間団体が作成するリーフレット類の備付等)	(1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等 ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。【内閣府】	第4、1.	
	(5) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。【警察庁】	第4、1.	
	(13) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等の一層分かりやすい提供や、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、必要な情報が提供できるよう努めていく。【法務省】	第4、1.	
	(15) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。(以下略)【文部科学省】	第4、1.	
	(25) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実 ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】 イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】	第4、1.	
	(7) 警察における相談体制の充実 警察において、全国統一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、(中略)など、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】	第4、1.	
	(8) 「指定被害者支援要員制度」の活用 警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、(中略)、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、(以下略)。【警察庁】	第4、1.	

		「犯罪被害者等基本計画」に盛り込まれた関連施策(主なものを抜粋)	地方公共団体における取組
関係機関・団体が犯罪被害者等に交付する手引等における民間団体の紹介	(27) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮 日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)、地方公共団体(捜査機関を含む。)、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】	第4、1. 第4、3. (再掲)	
	(30) 自助グループの紹介等 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていく。【警察庁】	第4、1.	
	(20) 「被害者の手引」の内容の充実等 ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。【警察庁】	第4、1.	
	(22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁・法務省】	第4、1. 第1、1. (再掲)	
	(23) 刑事の手続等に関する情報提供の充実 ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】 イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】	第4、1. 第3、1. (再掲)	
	(24) 民事の手続に関する情報提供の充実 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】	第4、1. 第1、1. (再掲)	
	(2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供 内閣府において、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業を実施する。【内閣府】	第4、1.	
	(28) 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保 内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報について、平成17年度に開設する予定の「NPOポータルサイト」での検索により取得可能とする。【内閣府】	第4、1.	
	(29) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設 内閣府において、犯罪被害者等同士が出会うための情報の整理等を行い、自助グループを含む各犯罪被害者団体等における活動等を紹介するため、新たに、犯罪被害者等の間のネットワーク作りを円滑に行えるような犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設する。【内閣府】	第4、1.	
	(2) 一般国民等に対する広報啓発等		
(2) 一般国民等に対する広報啓発等			
一般国民に対する民間団体の意義の啓発	(4) 民間の団体等に関する広報等 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府・警察庁】	第4、3. 第5、1. (再掲)	
	(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 イ 警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。【警察庁】	第5、1.	
民間支援団体との連携による広報啓発活動の展開		(2) 民間の団体への支援の充実(再掲)	第4、3.
4. 民間団体と他の関係機関との連携促進			
(1) 関係機関・団体間の支援ネットワーク構築の推進・活用等により連携・協力	(3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施<支援のための連携に関する検討会にて検討中>	第4、1.	○ 地方公共団体から国・地方公共団体の関連施策に関する情報提供が民間団体に対し行われている。 ○ 警察による情報提供が大半であるが、知事部局にて情報交換の場を設け意見交換を行っている事例もある。
	(6) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。【警察庁】	第4、1.	
	(7) 警察における民間の団体との連携・協力の強化 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。【警察庁】	第4、3.	
	(27) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮(再掲)	第4、1. 第4、3. (再掲)	

		「犯罪被害者等基本計画」に盛り込まれた関連施策(主なものを抜粋)		地方公共団体における取組
	(2)早期援助団体及び同団体の指定を目指す団体との連携・協力	(6) 全国被害者支援ネットワークに対する協力 警察において、全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し、協力していく。【警察庁】	第4、3.	○早期援助団体に対し、被害者等の氏名・住所その他犯罪被害者の概要に関する情報が提供されている。
		(33) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開 警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添うなどするとともに携帯電話等により当該犯罪被害者等からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、(中略)、犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。【警察庁】	第4、1.	

(注)「地方公共団体における取組」は、本検討会が実施した地方公共団体による援助の実態調査結果に基づき記述している。
同調査では、「他の関係機関との連携促進」に関連する項目のうち、民間団体への情報提供のみを調査対象としているため、本資料でも調査対象部分のみを記載している。